

我が国のバイオ燃料の導入に向けた技術検討委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 我が国では、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）に基づき、平成22年に非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準（平成22年経済産業省告示第242号。以下「告示」という。）を策定。本告示において、バイオエタノールの利用目標量等を設定し、導入が進められている。

現行の告示におけるバイオエタノールの利用目標量の設定年度が、2022年度末に期限を迎えることから、2023年度以降のバイオエタノールの利用目標量等の判断基準の内容、今後のバイオ燃料政策に係る方向性等について技術的観点から検討を行うべく、「我が国のバイオ燃料の導入に向けた技術検討委員会」を設立する。

(構成員)

第2条 本委員会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

(委員会の取扱い)

第3条 本協議会の取扱いは、以下によるものとする。

- (1) 配布資料は、原則として公開する。
- (2) 本協議会の内容については、会議終了後、議事要旨を公開する。
- (3) その他、個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかの判断は、委員長に一任するものとする。

(事務局)

第4条 委員会に係る事務は、経済産業省資源エネルギー庁が行う。

(別表)

我が国のバイオ燃料の導入に向けた技術検討委員会
委員名簿（敬称略）

【委員長】

本藤 祐樹 国立大学法人 横浜国立大学 大学院 環境情報研究院 教授

【委員】（50 音順）

相川 高信 公益財団法人 自然エネルギー財団 上級研究員

玄地 裕 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 安全科学研究部門 研究部門長

泊 みゆき NPO 法人 バイオマス産業社会ネットワーク 理事長

山本 博巳 一般財団法人 電力中央研究所 グリッドイノベーション研究本部 ENIC 研究部門 上席研究員

【事務局】

定光 裕樹 経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部長

細川 成己 経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油精製備蓄課課長

【オブザーバー】

小浦 克之 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 新エネルギー部 部長